

平安時代貴族女性の正装

—裳唐衣装束の着用について—

On the costume of aristocratic women of the Heian period

—About wearing MoKaraginu—

鹿野 美由紀

Miyuki Shikano

大妻女子大学大学院 人間文化研究科 言語文化学専攻 博士後期課程

キーワード：女房，装束，平安時代

Key words : Court ladies, Costume, Heian period

1. 研究目的

本研究は、平安貴族女性の正装である裳唐衣装束に対する研究である。当時の貴族女性が、どのような儀式・行事の折に着用し、どのような色合や文様であったかを調査・研究する。扱う史料は、平安文学作品と古記録などであり、裳唐衣装束着用を記した有職故実書も参照する。これによって、裳唐衣装束の着用実態を明らかにし、その意義を考察するものである。

貴族女性の正装は、平安時代初期の『延喜式』などによると唐風衣装の礼服であったが、平安時代中期以降になると国風文化開花とともに裳唐衣装束にとって変わられている。裳唐衣装束は袴，単，袿，表着，唐衣，裳などから構成されており、その代表となるのが、裳と唐衣であった。日常的には主に宮仕女房たちが常用していたことから女房装束とも呼ばれている。女房たちが裳と唐衣を着けて宮仕したことで、裳唐衣装束は奉仕服としての意味を帯びるとともに、儀礼的要素が強くなると装飾性が増したと、村松英子氏らによって論じられている。王朝文化の爛熟とともに装飾性も過剰になり、奢侈に対する禁令などが出されたことは、『紫式部日記』や『栄華物語』など数多く描かれている。この一方で、裳唐衣装束は女房だけが着用するものとの誤解も生じており、その是正が必要となっている。また、裳そのものの材質や装飾についても誤解が多く、「地摺の裳が一般的に用いられた。」(長崎盛輝『新版 かさねの色目—平安の配色美—』青幻社・2006年)のように誤った記述がされているものも見られる。禁色である

「地摺の裳」が、唐衣とどのような取り合わせで着用されたのかについて、物語・日記の記述から明らかにすることを目的とする。

2. 研究実施内容

裳と唐衣を着用した平安時代女性の正装である裳唐衣装束には、「禁色」と呼ばれる身分の差によって着用の制限が設けられていた。『雅亮装束抄』に「上臈女房の色を聴といふは、青色赤色の織物の唐衣。地摺の裳を着るなり。」とある。この女性の禁色について、制度について論じられているものはあるが、「唐衣」と「裳」の取り合わせについて検討を加えたものは少ない。また、「唐衣」の禁色に対して「裳」の禁色は明らかになっているとは言い難い。

裳の装飾の中でも「摺り」と呼ばれる技法を使った用例は多く、「摺裳」「地摺の裳」という名称もあり、一般的に用いられていた。しかしこの二つにどのような違いがあったかについては明らかになっておらず、同一視しているものもある。「地摺の裳」が禁色であるといったこと以外に、どのような違いがあったのかは明らかになっていない。

「地摺の裳」着用時の唐衣との取り合わせについて以下のように分類した。

図1は物語・古記録に使用されていた「地摺」と明記されていたもの(全三四例)を表記ごとにまとめ、裳のみの用例数でまとめたものである。用例の多くは装飾に関して記述されていないただの「地摺の裳」であった。次いで地質に「綾」を使用した物が十例であった。また「薄物」は一例

であった。しかし裳が重ねられている場合の地質は二例とも薄物であった。色についての記述は「白」の一例のみであった。

	重ね		色	綾			薄物	なし	種類	
	重地 ね摺 たる 御裳	薄物 重ね たる 地摺 の裳	白 の 地摺 裳	花 文 綾 の 地摺 の裳	唐 の 綾 の 地摺 の裳	地 摺 の 綾 の 裳	綾 の 地摺 裳	薄 物 の 地摺 の裳		地 摺 の 裳
	1	1	1	1	1	3	6	1	20	数
35	2		1	11			1	20	計	

図 1. 地摺の裳の種類

これら「地摺の裳」の着用時の唐衣着用を表記ごとにまとめたものが図 2 である。表記に「青色赤色の唐衣」が二例あり、「青色の唐衣」と「赤色の唐衣」にそれぞれ加えたため総数が二例多くなっている。

着用が見られた唐衣は、織物を含めいずれも禁色であった。

	なし	その他		赤				青		色	種類
	記 述 無 し	二 藍 の 織 物 の 唐 衣	蒲 萄 染 の 織 物 の 唐 衣	織 物 の 赤 色 の 唐 衣	赤 色 の 重 の 唐 衣	赤 色 に 蘇 芳 襲 の 織 物 の 唐 衣	赤 色 に 二 藍 襲 の 唐 の 御 衣	赤 色 の 唐 衣	青 地 の 唐 錦 の 唐 衣	青 色 の 唐 衣	
	3	1	1	4	1	1	1	18	1	6	数
37	3	2		25				7		計	

図 2. 地摺の裳着用時の唐衣の種類

地摺の裳が着用されていた場を用例ごとにまとめると図 3 の通りになる。

場	用例数
五節	8
元服	3
即位	3
着帯	3
行幸・行啓	3
入内	2
御禊	2
宴	2
賀	1
春日詣	1
垣間見	1
内宴	1
新年戴餅	1
読経	1

図 3. 着用の場

用例の多くが五節での使用であった。「地摺りの裳」が着用されていた場は「五節」「行幸・行啓」「内宴」「御産」「新年戴餅」「賀」「即位」であった。

複数の使用が見られた「五節」「行幸・行啓」「御産」「即位」に絞り確認を行った。

i 「五節」

赤色の唐衣の着用例のうち、八例が五節での使用である。

五節の舞姫の装束は規定されていた。五節の舞姫での装束規定には以下の資料が挙げられる。

資料 1. 『西宮記』(九六九年頃)

五節舞姫帳台試、垂髪、赤色織物唐衣、地摺裳、

資料 2. 『雅亮装束抄』(一一六九年頃)

姫君の装束。

丑の日、赤色の織物の唐衣、地摺の裳、蘇芳の柏一重、青き単もしくは濃き単、濃き袴、赤色の扇、七尺のかつらから物。

いずれの資料でも帳台試では「赤色織物唐衣」と「地摺裳」を着用することが記述されている。この規定に則り、五節の舞姫の準備をした。

五節の場における八例はいずれも舞姫の着用、もしくは公卿による舞姫の献上についての記述である。いずれの用例も「赤色の唐衣」と「地摺の裳」がセットで使用されている。そのため、平安

時代末期まで、五節舞姫の装束規定は守られていた。五節舞姫での使用が多いため、赤色の唐衣の用例が多くなっている。有職故実を忠実に守った結果、五節についての記述が古記録に増えるに伴い「赤色の唐衣」の用例も増えたと考えられる。また、裳の地質は「綾」のみが確認できた。

ii 「行幸・行啓」

「行幸」は二例あり、いずれも「青色赤色の唐衣」と二色が同時に描かれている。

いずれの場合も、禁色を許された女房と許されぬ女房の装束着用の対比が為されている。行幸の際には色とりどりの着装で、各々の領分の中で華やかさを演出することが求められていたと考えられる。どちらを選ぶか個々の裁量やほかの要素が求められた部分も大きいものと考えられる。

資料 3. 『枕草子』二六〇段 四一一頁 正暦五年(九九四年)二月二十日、積善寺へ行啓する

まだ御裳、唐の御衣奉りながらおはしますぞいみじき。紅の御衣どもよろしからむやは。

中に唐綾の御衣、葡萄染の五重襲の織物に、赤色の唐の御衣、地摺りの唐の薄物に象眼重ねたる御裳など奉りて、物の色などは、さらになべてのに似るべきやうもなし。

他の用例では多く材質が書かれているのみであるのに対し、この場で描かれている裳は装飾が多い。中宮定子の着用であることも合わせ、ここで描かれた「地摺りの唐の薄物に象眼重ねたる御裳」が最高級の裳であったと考えられる。その着用の取り合わせに禁色である赤色の唐衣が選ばれている。ほかの行啓での「地摺の裳」着用の記述が見当たらないため、青色の唐衣の着用の場合があったか否かについては断定ができない。裳の装飾の記述量に対し、唐衣の装飾の記述は少ない。これは唐衣に対して、裳に装飾を多く加えることで、威儀などを表現する手段とされていたと考えることができる。

iii 「御産」

「御産」での用例について考える。確認できた場面は着帯であった。いずれも『御産部類記』同一日時、広義門院藤原寧子が後伏見天皇の出産に伴う着帯の儀の記録での着用であった。天皇のキサキの場合、三ヶ月から五ヶ月目に奏上して宮中を退出し、その後着帯を行う。退出前であれば、天皇みずから帯を結んだとされる。

着帯の際には「禁色を許された女房は赤色・青色いずれの色も着用が可能であった」といえるに留まる。

iv 「即位」

次いで即位の儀に際しての着用を確認していく。即位では「青色赤色の織物の唐衣」以外に「葡萄染織物唐衣」の着用が確認できた。

資料 4. 『殿暦』嘉承二年(一一〇七年)十二月一日鳥羽天皇即位御反閉

次母儀前齋院〈着御紅打褂、萌木織物表着、葡萄染織物唐衣、地摺御裳、紅御袴、御単衣、上御髪、是御額許也、依御輿狭、不令着殘蘇芳褂三予給也、〉令同輿給

資料 4 の『殿暦』では即位儀の前の反閉の場で「葡萄染織物唐衣」の着用に「地摺御裳」を着用している。高御座に上る前とは言え正式な場での着用である。禁色を許された女房の場合、特権を行使することが出来る際にはほぼ禁色を着用している。この葡萄染の唐衣について萩谷は以下のように述べる。

それは、「上臈女房の色を聴るといふは青色赤色の織物の唐衣、地摺りの裳を着るなり」とある前文についてのみの定義であって、以下の本文には脱字があって意味不明ではあるが、色聴されぬ女房も、特に聴されて織物の唐衣を着る場合があったり、また綾文の葡萄染めの唐衣ならば、誰も常に着ることが認められているという例外についての説明が足りない。(萩谷朴『紫式部日記全注釈』角川書店、一九七一年)

綾文の葡萄染めの唐衣が誰も着用が認められるとしている。「即位」の場で用いられる際、反閉では、母儀前齋院が「葡萄染織物唐衣」とともに「地摺の裳」を着している。このことから「葡萄染織物唐衣」は天皇の母儀としての公式の場でも着用することができた。「地摺の裳」の着用の際には必ずしも「青色赤色の織物の唐衣」の禁色同士を取り合わせる必要はなかった。

3. まとめと今後の課題

「地摺の裳」は「青色赤色の織物の唐衣」に限らず、「織物の唐衣」まで広げたいわゆる禁色全般との取り合わせで着用されるものであった。着用することで身分秩序の視覚化を行うことができた。そのため、禁色を許された者は、禁色とされる二

つを取り合わせることでより強固にその身分を主張することが出来たものと考えられる。

また同時に着用される唐衣の色については、明確な差は見られず、必ずしもどちらかが上位であるとは言えない。裳の地質は綾と薄物が、色は白が使用されたことがあると言えるに留まる。しかし『枕草子』に見られたように中宮の着用していた裳の装飾は多くなっている。唐衣に対して、裳は装飾を多く加えることで、威儀などを表現する手段とされていた。そのため中宮・皇后を含む主人の着用は、個人のセンスや家の力を最も主張することができ、威儀を示すにことのできる場である即位や御幸・行啓の際に用いられたと考えられる。着用に際しての規定の詳細、身分によつ違いは今後の課題としたい。